

「ドイツ・ザールラント大学法学部教授らを招いての日本法セミナー」

このたび、ドイツ・ザールラント大学法学部教授ら7名が来日する機会に、多摩キャンパスに招き、中央大学比較法研究所主催の「日本法セミナー」を開催することといたしました。

ザールラント大学は、ドイツの有力大学の1つであるというばかりでなく、地理的にヨーロッパの中央に位置し、フランスやルクセンブルクの国境にも近く、EU法研究の拠点である「ヨーロッパ研究所」を擁し、また、同大学が全体として情報学に力を入れていることから、充実した「情報法研究所」を有しています。今回の訪問メンバーには、その「ヨーロッパ研究所」と「情報法研究所」のそれぞれの所長が含まれています。

この訪問の機会に、学術的なテーマをめぐり意見を交換する機会を設け、新たな交流の契機とする趣旨でこのセミナーを企画いたしました。

このセミナーでは、まず、ギーグリヒ教授（ヨーロッパ研究所所長）に、英語でザールラント大学・ヨーロッパ研究所のLLMコースを紹介していただきます。その後、本大学のスタッフがドイツ語で日本法に関するプレゼンを行い、それを素材に訪問者たちとのディスカッションを行うことを通じて学术交流の足掛かりとしたいと考えています。

このセミナーの趣旨をご理解いただき、ご参加を賜れば幸いです。セミナーの概要とザールラント側の参加メンバーは以下の通りです。

1. セミナーの概要

日時・場所 2016年10月6日（木曜日）中央大学多摩キャンパス（2号館4階・日本比較法研究所共同研究室）

13時15分 トーマス・ギーグリヒ（ヨーロッパ研究所所長）

「ザールラント大学・ヨーロッパ研究所LLMコースの紹介」（英語）

13時40分～ 日本法に関する5つの小講演とディスカッション（ドイツ語）

新井誠（本学法学部教授）「日本におけるドイツ世話法の受容」

只木誠（本学法学部教授）「日本における安楽死と治療中止」

マルク・デルナウアー（本学法学部准教授）「日本における契約の公法的規制・統制」

森光（本学法学部准教授）「日本におけるローマ法研究の現状」

井田良（本学法科大学院教授）「国民の司法参加—日本の刑事裁判を救う最後の手段？」

2. 訪問メンバー

Prof. Dr. Roland M. Beckmann

（ローラント・M・ベックマン）専攻=民法，商法，経済法，労働法，保険法

Prof. Dr. Georg Borges

（ゲオルク・ボルゲス）専攻=民法，法情報学，経済法，法理論（情報法研究所所長）

Prof. Dr. Thomas Giegerich, LL.M.

(トーマス・ギーゲリヒ) 専攻=欧州法, 公法, 国際法 (ヨーロッパ研究所所長)

Prof. Dr. Dr. Dr. h.c. mult. Michael Martinek,

(ミヒャエル・マルチネク) 専攻=民法, 商法, 経済法, 国際私法, 比較法学

Prof. Dr. Annemarie Matusche-Beckmann

(アンネマリー・マトウシェ=ベックマン) 専攻=民法, 商法, 経済法, 保険法

emeritierter Prof. Dr. Rudolf Wendt

(ルードルフ・ウェント) 専攻=憲法, 行政法, 租税法

Prof. Dr. Dagmar Richter

(ダグマー・リヒター) 専攻=ポーランド科学アカデミー教授, ザールラント大学客員教授